

② 高齢者雇用アドバイザーによるサービス

相談例

65歳へ定年を引上げ、さらに70歳までの継続雇用制度を導入することにしましたが、具体的に人事管理制度をどのように見直すべきか、また、高齢者にも働きやすい職場環境への改善をどのように行うかについて相談したいのですが。

高齢者雇用アドバイザーをご活用ください！

経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士など、高齢者の雇用問題に精通した『高齢者雇用アドバイザー』から、専門的かつ実務的なアドバイスを受けられます。

1. 高齢者雇用アドバイザーとは

人事・労務管理経験者、経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士、学識経験者など、実務的な知識や経験を有する専門家で、全国に配置されています。

2. サービス内容

① 相談・助言

継続雇用制度等の改善にあたって必要となる以下のような条件の整備に関して、企業診断システム※なども利用しつつ、相談・助言を実施します。
(利用料：無料)

- 人事・労務管理制度
(職務基準の設定、資格制度の導入など)
- 賃金、退職金制度
(年功給から職務給への見直しなど)
- 職場の改善、開発
(職務再設計、勤務形態・労働時間の見直しなど)
- 従業員の能力開発等
(能力開発と教育訓練、健康管理など)

※ 企業診断システムとは、簡単な質問票に記入するだけで、高齢者を活用するための課題(職場改善、健康管理、教育訓練など)を見つけ出すシステムです。

② 企画立案サービス

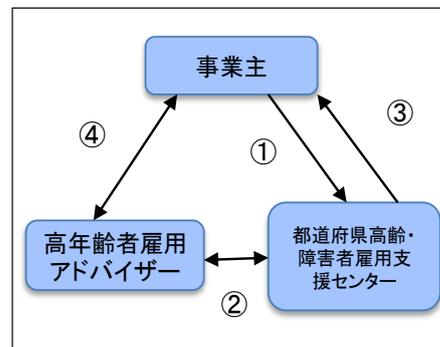
上記の相談・助言によって発見された条件整備のための個別・具体的な課題について、改善策を作成・提案します。

(利用料：所要経費の1/2もしくは1/3)

3. 利用方法

アドバイザーの相談・助言を受ける場合は、以下のような流れになっています(企画立案サービスもほぼ同様)。詳細は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)に直接お問い合わせください。お問い合わせ先等については、以下のウェブページをご参照ください。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#06>



- ① 都道府県高齢・障害者雇用支援センターへアドバイザーによるサービスの利用申込み
- ② 日程の調整
- ③ 日程、担当するアドバイザー名などの連絡
- ④ 相談の実施

◆ サービスについて詳しくは、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページをご参照ください。
<http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/elder01.html>